

公立大学法人大阪職務限定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程 145

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 228

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第 34 条及び公立大学法人大阪有期職務限定職員就業規則（以下「有期職務限定職員就業規則」という。）第 11 条の規定により準用される職務限定職員就業規則第 34 条の規定に基づき、職務限定職員（公立大学法人大阪教職員就業規則第 3 条第 3 項第 7 号に規定する職務限定職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇等を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤教職員等 大阪府立大学非常勤教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (2) 無期雇用教職員等 大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (3) 特定職員 この規程の施行の日の前日に大阪市立大学特定職員就業規則の適用を受けていた者をいう。
- (4) 特定有期雇用教職員 大阪市立大学特定有期雇用教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (5) 短時間勤務教職員 大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (6) 教職員勤務時間等規程 公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (7) 特定職員勤務時間等規程 大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (8) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程 大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (9) 短時間勤務教職員勤務時間等規程 大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (10) 特別養子縁組の監護期間中の子等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（以下「養

子縁組里親」という。)に委託されている子及び児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親で養子縁組里親に準じる者に委託されている子をいう。

(11) 育児介護休業規程 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程をいう。

(法令との関係)

第3条 職務限定職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(日、週の定義)

第4条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0時に始まり翌0時に終わる24時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる7日間を指すものとする。

第2章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第5条 職務限定職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、別表第1に掲げる事業場は当該別表のとおりとする。

始業時刻 午前9時00分

終業時刻 午後5時30分

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人大阪職務限定職員の再雇用に関する規程(以下「職務限定職員再雇用規程」という。)第2条第3項に定めるパートタイム再雇用職務限定職員(以下「パートタイム再雇用職務限定職員」という。)の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内及び1週間当たり37時間30分を超えない範囲において、個人別に定める。
- 3 業務の都合その他やむを得ない事情により、前2項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

(休憩時間)

第6条 職務限定職員の休憩時間は、正午から午後0時45分までとする。ただし、別表第2に掲げる事業場は当該別表のとおりとする。

- 2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が6時間以下のパートタイム再雇用職務限定職員について、業務上必要がある場合は、休憩を与えないことがある。
- 4 1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間(第1項の休憩時間を含む。)の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。
- 5 休日に勤務する場合は、1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

(出退勤の管理)

第7条 職務限定職員の出退勤の管理は、別に定める方法によるものとする。

(休日)

第8条 次に掲げる日は職務限定職員の休日とする。ただし、パートタイム再雇用職務限定職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設定することができるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(休日の振替等)

第9条 休日の振替等については、教職員勤務時間等規程第9条の規定を準用する。

第3章 勤務時間の特例

(一般の職務限定職員と異なる勤務時間)

第10条 別表第3に掲げる部署及び職種に該当する職務限定職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

- 2 業務の都合その他やむを得ない事情により、前項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。
- 3 業務上必要がある場合には、第1項の規定により定められた休日を、あらかじめ別の日に振り替えることがある。

(1ヶ月単位の変形労働時間制)

第11条 別表第4に掲げる部署及び職種に該当する職務限定職員については、始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第2章の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

- 2 前項の適用にあたっては、同表「各勤務の割振の基本的な考え方」欄に定める考え方に従って、毎月1日から末日までの1月を平均し、週38時間45分を超えないように各勤務及び休日の割振（以下「勤務シフト」という。）を行う。
- 3 各月の勤務シフトは、前月の末日までに部局の長が作成し、当該職務限定職員に通知するものとする。
- 4 前2項に定めるほか、業務上必要と認める場合については、労基法第32条の2に定める協定により、1月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を第2章の規定とは異なる定めをすることがある。
- 5 業務の都合その他やむを得ない事情により、前4項の規定により定められた勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。
- 6 業務上必要がある場合には、第1項から第4項までの規定により割り振られた休日を、あらかじめ当該週の別の日に振り替えることがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第 12 条 職務限定職員が勤務時間の全部又は一部について勤務地以外で業務に従事した場合の勤務時間の算定については、教職員勤務時間等規程第 14 条の規定を準用する。

第 4 章 時間外、深夜、休日勤務

(時間外、休日の勤務等)

第 13 条 職務限定職員の時間外、休日の勤務等については、教職員勤務時間等規程第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

第 5 章 休暇

(休暇)

第 14 条 職務限定職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

(年次有給休暇)

第 15 条 年次有給休暇は、1 の年（次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める期間をいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は 1 の年において、20 日とする。

(1) 次号に掲げる職務限定職員以外の職務限定職員 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 職務限定職員となる前日に引き続き非常勤教職員等、無期雇用教職員等、特定職員、特定有期雇用教職員又は短時間勤務教職員の期間がある職務限定職員 これらの期間（さらにその前に引き続き教職員、非常勤教職員等、無期雇用教職員等、特定職員、特定有期雇用教職員又は短時間勤務教職員の期間がある場合は当該期間を含めた期間。）の始期において、本条、教職員勤務時間等規程第 20 条、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則第 47 条、特定職員勤務時間等規程第 17 条、特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 21 条又は短時間勤務教職員勤務時間等規程第 20 条により決定された期間

2 前項の規定にかかわらず、新たに職務限定職員となった者のその年における年次有給休暇の日数は、別表第 5 のとおりとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、育児短日数勤務をしている者の年次有給休暇の日数は、1 の年において、育児短日数勤務中の勤務形態に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 育児介護休業規程第 17 条第 1 号アの勤務形態 16 日

(2) 育児介護休業規程第 17 条第 1 号イの勤務形態 12 日

4 第 1 項の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職務限定職員の年次有給休暇の日数は、別に定める。

(年次有給休暇の単位等)

第 16 条 職務限定職員の年次有給休暇の単位等については、教職員勤務時間等規程第 21 条から第 26 条までの規定を準用する。

(特別休暇)

第 17 条 職務限定職員の特別休暇については、教職員勤務時間等規程第 27 条から第 30 条

までの規定を準用する。

(病気休暇)

第 18 条 職務限定職員の病気休暇については、教職員勤務時間等規程第 31 条及び第 32 条の規定を準用する。

第 6 章 職務専念義務の免除

(職務専念義務の免除)

第 19 条 職務限定職員の職務専念義務の免除については、教職員勤務時間等規程第 33 条の規定を準用する。

第 7 章 母性健康管理

(妊産婦である職務限定職員の就業制限等)

第 20 条 妊産婦である職務限定職員の就業制限等については、教職員勤務時間等規程第 8 章の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(用語の定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧府大勤務時間等規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。

(2) 旧市大勤務時間等規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。

(3) 府大区分職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員のうち、非常勤教職員等及び無期雇用教職員等から引き続いて職務限定職員となった者並びに本法人の採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場及びびりんくう事業場で勤務する者(第 6 号の職員を除く。)をいう。

(4) 市大区分職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員のうち、特定職員、特定有期雇用教職員及び短時間勤務教職員から引き続いて職務限定職員となった者並びに本法人の採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区(医学部)事業場、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場、阿倍野地区(MedCity21)事業場及び私市地区事業場で勤務する者(第 7 号の職員を除く。)をいう。

(5) 法人事務局職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員で、本法人の採用の日に法人事務局事業場で勤務する者(第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の職員を除く。)

をいう。

(6) 府大再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第2条第1項に規定する再雇用職務限定職員のうち、府大区分職務限定職員から再雇用職務限定職員となった者又は大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則第4条により再雇用されている一般無期フルタイム契約職員（無期雇用教職員等のうち、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則別表第1の区分の2に定めるフルタイム契約職員（同規則第3条第5項に該当する者を除く。）をいう。）から再雇用職務限定職員となった者をいう。

(7) 市大再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第2条第1項に規定する再雇用職務限定職員のうち、市大区分職務限定職員又は法人事務局職務限定職員から再雇用職務限定職員となった者若しくは大阪市立大学特定職員の再雇用に関する規程第2条第1項に定める再雇用特定職員から再雇用職務限定職員となった者をいう。

（区分職務限定職員の適用）

3 府大区分職務限定職員、市大区分職務限定職員及び法人事務局職務限定職員について、次の表に定めるとおり、この規程の規定（この規程の規定により準用される規定を含む。以下同じ。）の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

(1) 府大区分職務限定職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第7条	旧府大勤務時間等規程第6条の2を準用する。	令和4年3月31日
第8条及び第9条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第9条	旧府大勤務時間等規程第7条、第8条、第14条及び第15条を準用する。	令和4年3月31日
第15条及び第16条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第21条から第26条まで	旧府大勤務時間等規程第18条を準用する。	令和4年3月31日
第17条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第27条（第1項第12号、第13号、第23号から第25号まで、第27号及び第31号を除く。）から第30条まで	旧府大勤務時間等規程第20条（第1項第3号を除く。）を準用する。	令和4年3月31日
第18条の規定により準用される教職員勤務時間	旧府大勤務時間等規程第19条を準用する。	令和4年3月31日

等規程第 31 条及び第 32 条		
第 19 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 33 条(第 1 項第 5 号を除く。)	旧府大就業規則第 32 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(2) 市大区分職務限定職員及び法人事務局職務限定職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 9 条	旧市大勤務時間等規程第 6 条及び第 7 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 15 条及び第 16 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 21 条から第 26 条まで	旧市大勤務時間等規程第 21 条から第 25 条までを準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 17 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 27 条から第 30 条まで	旧市大勤務時間等規程第 26 条から第 27 条までを準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 31 条及び第 32 条	旧市大勤務時間等規程第 28 条及び第 28 条の 2 を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 33 条	「職務専念義務の免除」を「勤務しないことの承認」と読み替え、旧市大勤務時間等規程第 19 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(再雇用職務限定職員の適用)

4 府大再雇用職務限定職員又は市大再雇用職務限定職員について、次の表に定めるとおり、この規程の規定の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

(1) 府大再雇用職務限定職員

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 7 条	旧府大勤務時間等規程第 6 条の 2 を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

第 8 条及び第 9 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 9 条	旧府大勤務時間規程第 7 条、第 8 条、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 15 条及び第 16 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 21 条から第 26 条まで	旧府大勤務時間規程第 18 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 17 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 27 条(第 1 項第 12 号、第 13 号、第 23 号から第 25 号まで、第 27 号及び第 31 号を除く。) から第 30 条まで	旧府大勤務時間規程第 20 条(第 1 項第 3 号を除く。) の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 31 条及び第 32 条	旧府大勤務時間規程第 19 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 33 条(第 1 項第 5 号を除く。)	旧府大就業規則第 32 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(2) 市大再雇用職務限定職員（職務限定職員再雇用規程第 2 条第 2 項に定めるフルタイム再雇用職務限定職員）

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 9 条	旧市大勤務時間等規程第 6 条及び第 7 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 15 条及び第 16 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 21 条から第 26 条まで	旧市大勤務時間等規程第 21 条から第 25 条までを準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 17 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 27 条から第 30	旧市大勤務時間等規程第 26 条から第 27 条までを準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

条まで		
第 18 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 31 条及び第 32 条	旧市大勤務時間等規程第 28 条及び第 28 条の 2 を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 33 条	「職務専念義務の免除」を「勤務しないことの承認」と読み替え、旧市大勤務時間等規程第 19 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

(3) 市大再雇用職務限定職員（職務限定職員再雇用規程第 2 条第 3 項に定めるパートタイム再雇用職務限定職員）

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第 8 条及び第 9 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 9 条	短時間勤務時間等規程第 7 条及び第 9 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 15 条及び第 16 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 21 条から第 26 条まで	短時間勤務時間等規程第 20 条から第 27 条までの規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 17 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 27 条から第 30 条まで	短時間勤務時間等規程第 28 条から第 31 条までの規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 18 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 31 条及び第 32 条	短時間勤務時間等規程第 32 条及び第 33 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 19 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 33 条	「職務専念義務の免除」を「勤務しないことの承認」と読み替え、短時間勤務時間等規程第 18 条の規定を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

5 職務限定職員となる前に本法人の定めるこの規程以外の規程により与えられた次の各号に掲げる休暇等については、この規程の相当する規定により与えられた休暇等とみなす。

(1) 年次有給休暇

- (2) 特別休暇
- (3) 病気休暇
- (4) 職務専念義務の免除
- (5) 勤務しないことの承認

附 則（令和 3. 8. 31 規程 228）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1

事業場	勤務時間	
	始業	終業
杉本地区事業場	8:45～17:15	
阿倍野地区（医学部）事業場		
阿倍野地区（医学部附属病院）事業場		
阿倍野地区（MedCity21）事業場		
中百舌鳥事業場	9:00～17:30 又は 9:15～17:45 又は 8:30～17:00 又は 8:45～17:15 又は 9:30～18:00 又は 9:45～18:15	
羽曳野事業場		
りんくう事業場		

別表第 2

事業場	休憩時間	
	（開始）	（終了）
中百舌鳥事業場	12:10～12:55	
羽曳野事業場		
りんくう事業場		

別表第 3

部署	職種	勤	勤務時間	休憩時間	休日	各勤務の
----	----	---	------	------	----	------

		務 区 分	勤務時間		(開始) (終了)	休日	割振の基 本的な考 え方
			始業	終業			
教育推進課 文化交流セ ンター・都 市経営研究 科・創造都 市研究科担 当(梅田サ テライト)	事務職員		13:30	~22:00	45分(適宜)	土、日、 祝日及 び年末 年始	

別表第4

ア) 私市地区事業場

部署	職種	勤務時間		休憩時間		休日
		始業	終業	(開始)	(終了)	
大阪市立大 学附属植物 園	事務職員	9:00	~17:30	12:00	~12:45	1週につき1日の休 日、4週につき4日 の休日及び祝日、年 末年始相当分

イ) 阿倍野地区事業場

部署	職種	勤 務 区 分	勤務時間		休憩時間 (開始) (終了)	休日	各勤務の割 振の基本的 な考え方
			始業	終業			
MedCity21 運営課	事務職員 病院事務 職員	A	8:00	~16:30	45分(適宜)	1週につ き1日の 休日、4週 につき4 日の休日 及び祝日、 年末年始 相当分	概ねB勤: C勤が1: 1の割合
		B	8:15	~16:45	45分(適宜)		
		C	8:30	~17:00	45分(適宜)		

別表第5

新たに職務限定職員となった日 の属する月	日数
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日

5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日